

姶良保護区保護司会霧島支部会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、姶良保護区保護司会霧島支部と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、姶良保護区サポートセンター（霧島市国分中央 5-1-39）に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、保護司法に規定された保護司の任務を適正に処理すると共に、関係機関及び関係団体との連絡を図り、保護司としてその資質の向上に努め且つ保護司相互間の連絡、親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 環境整備並びに保護観察に関する研修。
- 2 犯罪予防のための世論の啓発と更生保護思想の普及徹底に関する事項。
- 3 対象者の更生保護に関する事項。
- 4 保護司相互間の連絡協調。
- 5 関係機関との連絡協調 、
- 6 その他本会の目的達成に必要と認める事業。

(会 員)

第 5 条 本会は、霧島支部に配属されている保護司を会員とする。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1 支部長 | 1 名 |
| 2 副支部長 | 1 名 |
| 3 書記会計 | 2 名 |
| 4 理 事 | 7 名 |
| 5 監 事 | 1 名 |

(役員の選任)

第 7 条 支部長及び副支部長は理事からの互選とする。

- 2 監事と書記会計は、会員から支部長が選任する。

(役員の職務)

- 第 8 条 支部長は、本会を代表し会務を司る。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときは職務を代理する。
 - 3 理事は、地区を代表し会務を執行する。
 - 4 書記会計は、支部長の指示に従い庶務及び会計を処理する。
 - 5 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

(役員の任期)

- 第 9 条 本会の役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員の任期満了前に保護司の資格を失い、又はその他事由により欠員を生じた時は、第 6 条により補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 但し、後任者が補充されるまでは、前任者はその任にあたるものとする。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

- 第 10 条 会議は総会、理事会とする。

(総 会)

- 第 11 条 総会は、年 1 回開かなければならない。但し臨時に開くことができる。

(理 事 会)

- 第 12 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、支部長が必要と認めたとき及び理事の 3 分 2 以上の要求があつたとき開くものとする。

(議 長)

- 第 13 条 支部長は会議の議長となる。

第 4 章 会 計

(経 費)

- 第 14 条 本会の経費は、会費、助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもつて充てる。

(会計年度)

- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 雜 則

(会則の変更)

- 第 16 条 この会則は会員の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本会則は平成 21 年 5 月 28 日より施行する。

2021 年 5 月 10 日第 9 条第 1 項一部改正、同日施行：組織構造簡素化の為一部訂正
2022 年 4 月 18 日第 6 条一部改正、同日施行。